

## 申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部区画整理課(審査) (06-6208-9418)
処分課(担当)名	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整) (06-6208-9412)
処分の名称	個人施行の土地区画整理事業の廃止の認可
概要	個人施行者は、土地区画整理事業を廃止しようとする場合は、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第13条第1項
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 1 当該事業を廃止しなければならないやむを得ない理由があること。 ※廃止の認可を行う場合の例 ・施行地区の土地の大部分が災害等により滅失し、または大規模な形質の変化を来した場合 2 施行者に土地区画整理事業の施行のための借入金があるときは、事業の廃止について債権者の同意を得ること(法第13条第3項)。 3 土地区画整理法施行規則第2条第3項に掲げる認可申請書の添付書類を添付すること。
標準処理期間	事実認定が難事であるため定めない。
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)
提出時期	随時
提出方法	必要書類を都市整備局市街地整備部区画整理課(事業調整)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部連携事業課
ホームページ	
備考	